

## 〔別紙 1〕

### ◆平成29年度の主任介護支援専門員更新研修の受講対象者について

- 1 平成29年度に関しては、経過措置として平成18年度から平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した方が対象となります。上記以外の方は、平成30年度以降の受講になりますので、主任介護支援専門員更新研修の受講までに、介護支援専門員証（以下「証」という。）の有効期限が満了する方については、事前に必要な研修を受講し、必ず、「証」の更新を行ってください。

主任資格取得年度	主任更新研修対象年度	主任資格有効期間
平成 18～23 年度	平成 28～30 年度	平成 31 年 3 月 31 日
平成 24～25 年度	平成 28～31 年度	平成 32 年 3 月 31 日

#### 2 受講要件について

以下の①～⑤のいずれかに該当する者

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（注1）
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者  
但し、兵庫県においては質の担保の観点から年6回以上参加した者とする（注2）
- ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（注3）
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

（注1）研修の企画、講師やファシリテーターについては、本会、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、兵庫県社会福祉研修所、地域包括支援センター及び行政機関（兵庫県外で行われたものを含む）が行う研修であって、研修実施機関の証明があることとする（証明書の様式は問わない）。

※兵庫県協会地域支部及びエリアについては、この証明の対象とならない

（注2）法定外研修の受講については、本来自己研鑽を積むことでは毎年の受講が望ましいが、兵庫県では主任介護支援専門員研修修了後、主任更新研修受講までのいずれかの年度（4月1日～翌3月末日）に6回以上受講していれば可とする。また、複数日にわたる研修会については、受講日数を回数として数えることも可とする。

但し、平成29年度の研修においては、平成27年4月1日～平成28年3月末日、または、平成28年4月1日～平成29年3月末日までの1年度に6回以上、または、平成29年4月1日～受講開始日の前日までに6回受講した者を可とする。なお、申込時時点で受講回数を満たしておらず、受講開始日の前日までに受講要件を満たす者は、別途誓約書を提出の上、研修初日までに該当する研修受講証明書を提出することとする。

なお、研修実施機関の範囲については、本会、本会の地域支部及びエリア、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、兵庫県社会福祉研修所（介護支援専門員に関わる研修に限る）、当協会が認めた機関、地域包括支援センター及び行政機関（兵庫県外で行われたものを含む）であり、なおかつ受講日を明記した履修証明書の交付を行う機関とする（証明書の様式は問わない）。

（注3）研究大会等については、日本介護支援専門員協会、ブロック及び都道府県支部が行う研究大会も含まれる。但し、研究発表に係る自己申告書に記入の上、証拠書類（大会プログラム及び発表抄録のコピー等）を添付しなければならない。発表抄録の中に氏名が記載されていれば、当日の発表者でなくとも可とする。